

(その2)

法人事業税課税免除申請書										
課税免除の要件	区分	新産業創出等推進事業促進計画	事業内容①	〇〇〇〇〇業						
	新(増)設に係る新産業創出等推進事業施設等の所在地②	福島市杉妻町2-16								
	新(増)設に係る新産業創出等推進事業施設等の種類③	機械装置								
	新(増)設に係る新産業創出等推進事業施設等を事業の用に供した年月日	令和〇年6月20日								
	新(増)設に係る新産業創出等推進事業施設等の取得価額の合計額④	41,200,000 円								
課税免除申請額⑤	事業年度	令和●年11月1日から 令和〇年10月31日まで		申告区分	確定・修正					
	第一号	所得金額	福島県内分(ア)		左のうち課税免除分(イ)					
			課税標準額	税額	課税標準額					
	第一号	所得金額	年400万円以下の金額	3.5 100	4,000,000	140,000	704,000	24,640	3,296,000	115,300
			年400万円を超え年800万円以下の金額	5.3 100	4,000,000	212,000	704,000	37,312	3,296,000	174,600
			年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	7 100	2,808,000	196,560	494,000	34,580	2,314,000	161,900
			計	/	10,808,000	548,560	1,902,000	96,532	8,906,000	451,800
	第二号	収入金額	/							
	第三号	所得金額	/							
		収入金額	/							
合計		/		548,560		96,532		451,800		
前回までの計⑥		/								
差引額計(⑤-⑥)⑦		/								
<p>上記の県税について、福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年××月××日</p> <p>申請者 所在地 福島市杉妻町2-16</p> <p>法人の名称 福島県庁株式会社</p> <p>代表者氏名 代表取締役 税務 太郎</p> <p>(この申請に係る担当者の氏名) 経理課 税務 次郎</p> <p>電話 024-521-7068</p> <p>福島県 地方振興局長</p>										

付表1の施設等の設置する住所すべてを記入

付表1の施設等の種類のうち、主要なものを記入

付表1の取得価額の合計を記入

付表2の「福島県内分」の課税標準額・税額を記入

付表2の「課税免除分」の課税標準額・税額を記入。ただし、付表2を2枚以上添付する場合は、その合計額を記入。

課税標準額は(ア)-(イ)の額を記入。税額は、上記課税標準額に税率を乗じて算出し、100円未満の端数は切り捨てる。

本社の所在地を記入してください。また、申請内容について確認させていただく場合がありますので、ご担当者様の氏名・連絡先(電話番号)も記入してください。

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 付表2 課税免除申請額の計算書
- 3 付表3 課税免除の比率の計算書
- 4 課税免除に係る新産業創出等推進事業施設等全体の見取図（配置図を含む。）
- 5 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
- 6 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第85条の2第3項の規定に基づく認定書の写し
- 7 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 ①欄は、認定を受ける際に提出した新産業創出等推進事業実施計画の2.(3)(ニ)に記載した事業の属する業種名（中分類）を記載すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 ②欄は、付表1の新産業創出等推進事業施設等を設置する住所を全て記載すること。
- 4 ③欄は、付表1の新産業創出等推進事業施設等の種類のうち、主要なものについて記載すること。
- 5 ④欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 6 ⑤欄は、次により記載すること。
 - (1) 「福島県内分(ア)」欄は、付表2の「福島県内分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。
 - (2) 「左のうち課税免除等分(イ)」欄は、付表2の「課税免除分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。ただし、付表2を2以上添付するときは、その合計額を記載すること。
 - (3) 「〔参考〕差引納付額(ウ)」欄は、課税標準額にあっては(ア)から(イ)を差し引いた額を記載し、税額にあっては課税標準額に税率を乗じて算出した額（それぞれの税率区分ごとに100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を記載すること。
- 7 ⑥⑦欄は、修正申告の場合についてのみ記載すること。